

静県薬第 449 号
令和4年9月 28日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 石川 幸伸

薬剤師資格証の受付再開等について（お知らせ）

平素より、本会会務にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件に関しまして日本薬剤師会より別添（令和4年9月16日付日薬情発第91号）のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、通知中の令和4年9月16日付日薬発第157号の申請・発行の流れについては、9月27日開催の地域薬剤師会向け「令和4年度薬剤師資格証発行に係る実務説明会」で使用した資料の通りですので省略いたします。

担当：静岡県薬剤師会事務局総務スタッフ；瀬川
電話：054-203-2023 / FAX：054-203-2028



日薬情発第 91 号
令和 4 年 9 月 16 日

都道府県薬剤師会 担当役員殿

公益社団法人日本薬剤師会
副 会 長 渡邊 大記

薬剤師資格証の受付再開等について（お知らせ）

平素より本会会務にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、薬剤師資格証の申請・発行の流れ等について（日薬発第 157 号 9 月 16 日）でお知らせしました通り、本会では令和 5 年 1 月に運用開始予定の電子処方箋に必要となる薬剤師資格証の発行につき、大量発行に向けた取り組み、並びに複数の都道府県薬剤師会からのご要望を踏まえ、発行業務全体を変更したところです。

今般、新しい発行業務体系のうち、①薬剤師資格証の受付再開、②薬剤師資格証の価格、③セカンド電子証明書について、の 3 点につき、お知らせさせていただきます。

①薬剤師資格証の受付再開については、事前準備のためのシステムを 9 月 16 日から、申請書類作成のためのシステムを 9 月 26 日から稼働いたします。詳細は別紙 1 を御覧下さい。

②薬剤師資格証の価格については、薬剤師資格証の大量発行に伴い、1 発行当りの発行原価が下がると予想できることから、薬剤師資格証の価格の体系を根本から見直し、発行原価をベースとした価格を新たに決定致しました。詳細は別紙 2 を御覧下さい。

③セカンド電子証明書については、薬剤師資格証（IC カード）に紐づけた「セカンド電子証明書」を発行し、それをクラウド上に保管することで、薬剤師資格証の紛失や破損時にも HPKI 電子署名が可能な仕組みとして、（公社）日本医師会、（一財）医療情報システム開発センター、本会の 3 団体共同で開発し、本年 12 月を目途に運用を開始することといたしました。詳細は別紙 3 を御覧下さい。

貴会におかれましては、本通知の内容をご了知いただき、貴会会員等への周知とともに、問い合わせ等にご活用いただければ幸いです。

静岡県薬剤師会
4.9.20
第 661 号
受付

別紙1

薬剤師資格証の受付再開について

▼ 申請書作成のためのホームページ

- 日本薬剤師会認証局のホームページ (<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/>) にリンクがありますので、そこから専用ホームページに移動して下さい。

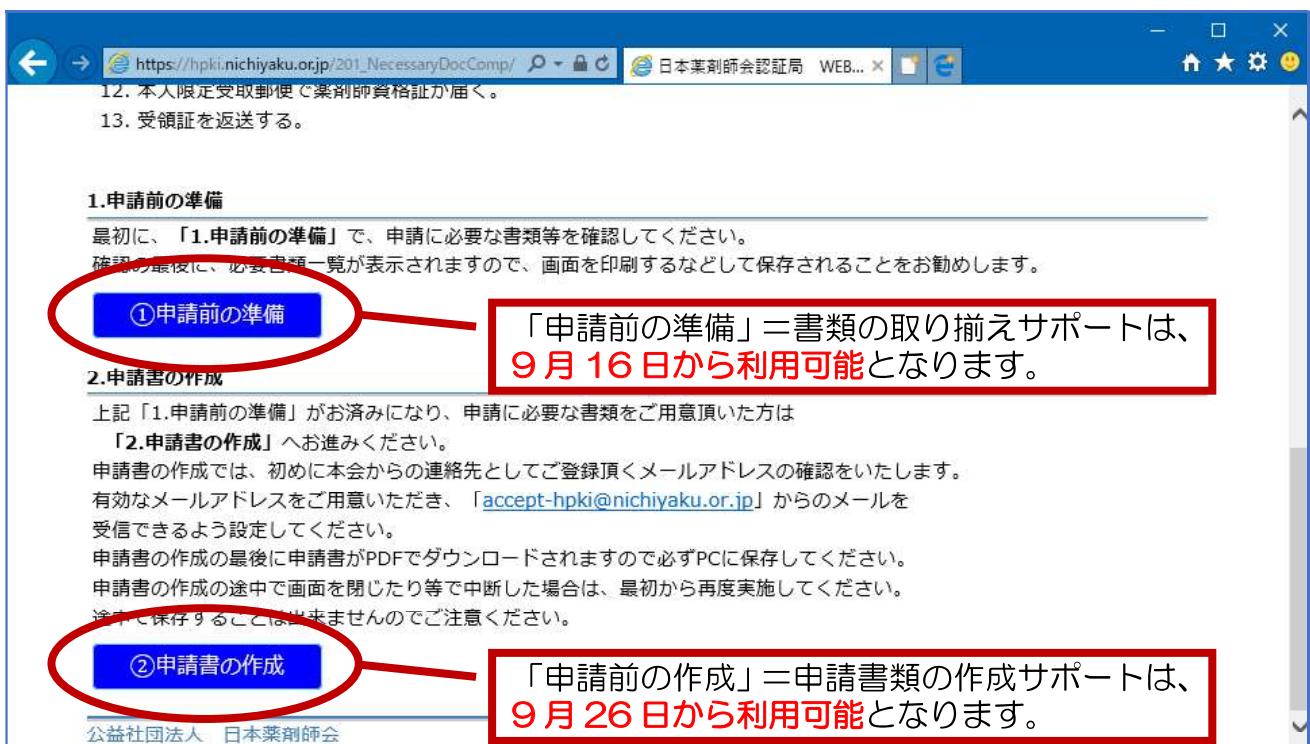
▼ 薬剤師資格証申請までの流れ（必要書類確認と申請書作成の2ステップ）

- 専用ホームページで申請に必要な書類等を確認する（9月16日から可能）
- （住民票等の）書類等を取り揃える
- 専用ホームページで申請書を作成し、手元で印刷する（9月26日から可能）
- 申請書に必要事項の追記や顔写真の貼付等を行う
- 申請窓口に郵送する

▼ 「申請に必要な書類確認」がなぜ必要なのか

- 申請に必要な書類は全員同じではなく、条件により一部が変わります（例：薬剤師資格証に旧姓や通名を併記したい場合など）。
- 書類の不備等を防ぐため、申請者本人が「自身の申請に必要な書類の確認」を行います。

▼ 当面は管理薬剤師への発行を優先しますので、早めの申請をお願いします



注）現在開発中の画面です。修正される可能性があります。

別紙2

薬剤師資格証の価格について

▼薬剤師資格証の価格（定価：非会員、会員価格：会員）

発行区分	定価	会員価格	有効期限
新規	26,400	19,800	5回目の誕生日まで
更新	26,400	19,800	6回目※1の誕生日まで
失効後の発行	26,400	19,800	5回目の誕生日まで
紛失後の発行	26,400	19,800	5回目の誕生日まで
券面変更	26,400	19,800	5回目の誕生日まで
ICチップ破損	下図参照	下図参照	6回目※2の誕生日まで

※1 更新は5回目の誕生日前に実施するため

※2 (○回目の) 誕生日前の IC チップ破損に基づく発行となるため

▽ IC チップ破損の場合

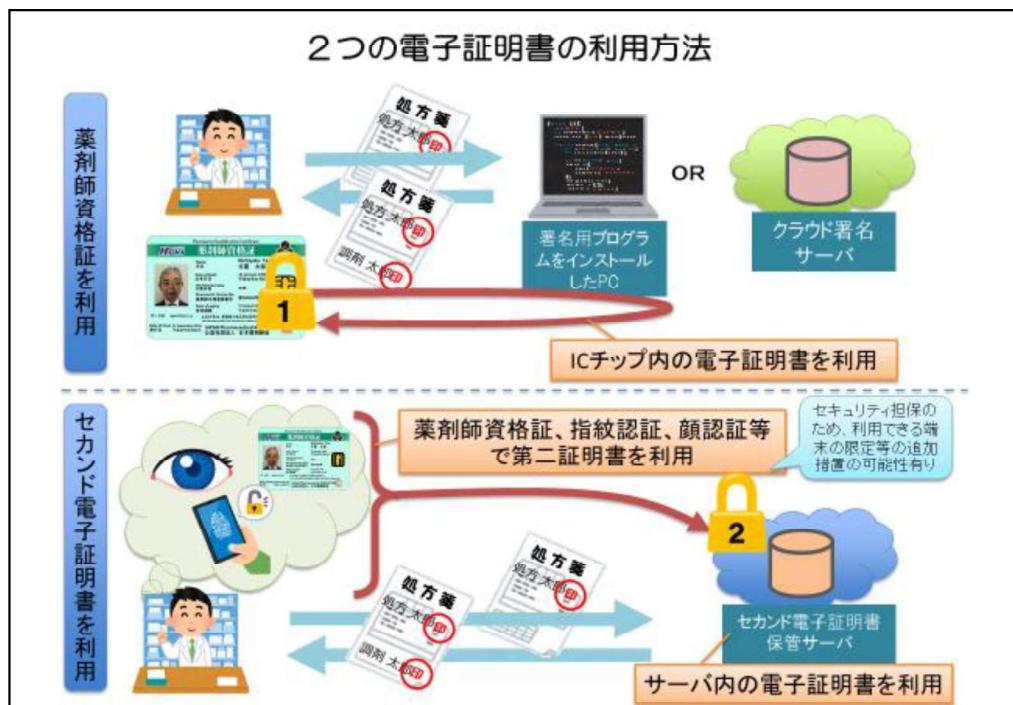
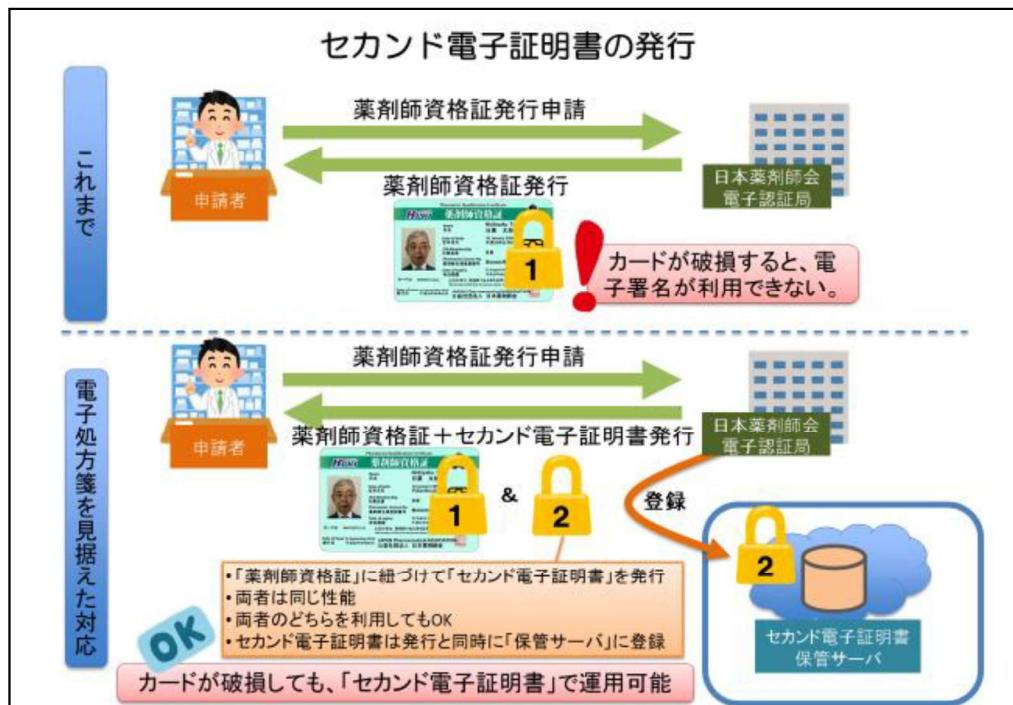
別紙3

セカンド電子証明書について

▼ セカンド電子証明書の利用について

- セカンド電子証明書の発行そのものは 10 月 11 日の開始日途
- セカンド電子証明書とスマートフォン等の紐付けは 11 月 21 日開始日途
- セカンド電子証明書を利用した電子署名が可能となるのは 12 月日途

▼概念図



※ 詳細は添付のプレスリリースをご参照下さい。

2022年8月31日

厚生記者会加盟社 御中
厚生日比谷クラブ加盟社 御中
日医プレスクラブ加盟社 御中
日薬記者会 御中

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般財団法人 医療情報システム開発センター

HPKI の利便性向上に向けた
HPKI セカンド電子証明書の提供開始について

日本医師会、日本薬剤師会、医療情報システム開発センターは、電子処方箋など、医療現場において HPKI をより使いやすくするため、『HPKI セカンド電子証明書』の提供を開始することにしました。詳細は、別紙資料をご覧下さい。

【問い合わせ先】

日本医師会電子認証センター（医師資格証）
E-mail : hpki2nd@jmaca.med.or.jp

日本薬剤師会認証局（薬剤師資格証）
E-mail : hpki@nichiyaku.or.jp

医療情報システム開発センター認証局（HPKI 資格証）
E-mail : hpki-ad@medis.or.jp

2022年8月31日

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本薬剤師会

一般財団法人 医療情報システム開発センター

HPKI の利便性向上に向けた HPKI セカンド電子証明書の提供開始について

電子処方箋など、医療現場において HPKI をより使いやすくするため、『HPKI セカンド電子証明書』の提供を開始することにしましたのでお知らせします。

日本医師会、日本薬剤師会、医療情報システム開発センターは、厚生労働省が施策として普及を進めている「保健医療福祉分野 PKI 認証局（Healthcare Public Key Infrastructure 認証局）」（以下、HPKI 認証局）を運営しています。

各 HPKI 認証局は、電子的な身分証明書である「HPKI 電子証明書」を発行し、その HPKI 電子証明書を格納した IC カード（以下、HPKI カード）を、それぞれ『医師資格証』、『薬剤師資格証』、『HPKI 資格証』という名称で提供しています。

これらの HPKI カードを用いることで、医師や薬剤師等の医療分野国家資格を電子的に証明できる「HPKI 電子署名」を行うことができます。

しかし、カード型であることから、HPKI 電子署名を実施しようとする全ての端末（電子カルテ等）にカードリーダーが必要なことや破損・紛失時に業務が滞ることなどが指摘されていました。

これらの指摘に対して、HPKI 認証局の運営団体として検討を重ねた結果、この度、HPKI 電子証明書を HPKI カードだけでなく、セキュアなクラウド上にも格納することで、HPKI カードを用いなくても HPKI 電子署名を行うことができる「HPKI 電子証明書管理サービス」を 3 団体共同で開発し、本年 12 月から運用を開始することとしました。

共同運用する HPKI 電子証明書管理サービスに、各認証局から HPKI カード発行対象者に対して、追加でクラウド用の HPKI 電子証明書を発行・格納することで、HPKI カードを用いることなく、スマートフォンを利用して HPKI 電子署名を行うことが可能となります。

HPKI カード発行対象者に対して発行するクラウド用の 2 番目の電子証明書のため『HPKI セカンド電子証明書』（以下、2nd 電子証明書）と呼称することにしました。

なお、それぞれの HPKI カードは、これまで通り HPKI 電子署名、ログイン認証、会員証等の現実世界における身分証明書や研修会時の受講受付等に活用することから、引き続き発行を継続します。今回のクラウド上に格納する HPKI 電子証明書は、HPKI カード保有者に対して発行するもので、あくまで HPKI カードを補完する位置付けのものとなります。

【問い合わせ先】

日本医師会電子認証センター（医師資格証）

E-mail : hpki2nd@jmaca.med.or.jp

日本薬剤師会認証局（薬剤師資格証）

E-mail : hpki@nichiyaku.or.jp

医療情報システム開発センター認証局（HPKI 資格証）

E-mail : hpki-ad@medis.or.jp

【発行の流れと使い方】

2nd 電子証明書の発行と使うまでの準備の流れを以下に示します。

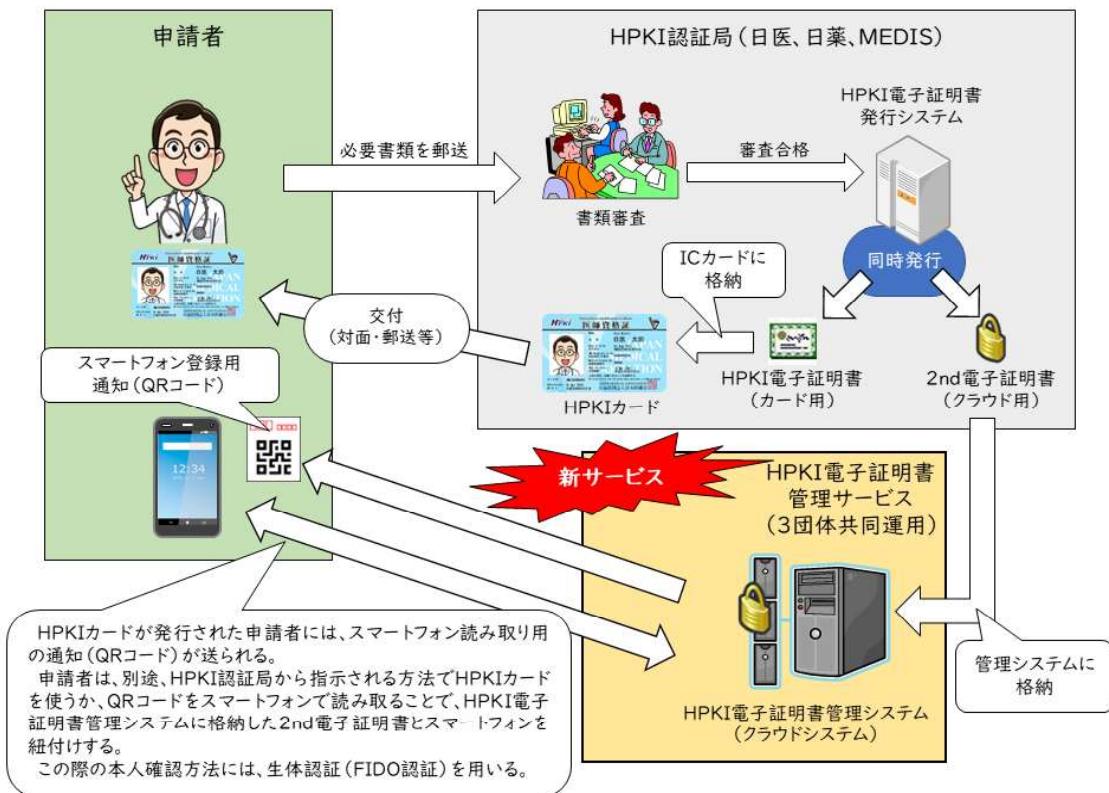


図 1 2nd 電子証明書の発行と使うまでの準備の流れ

- ① 申請者（医師・薬剤師等）は、これまで通り各 HPKI 認証局に対して HPKI カードの申請をします。
- ② HPKI 認証局は、所要の審査を実施した後、IC カード（チップ）に格納する HPKI 電子証明書を発行します。
- ③ これと同時に、クラウドシステムに格納する 2nd 電子証明書を発行します。
- ④ これら 2 つの電子証明書を、1 つは HPKI カード、1 つは HPKI 電子証明書管理システム（サービス）に格納します。
- ⑤ 申請者には、HPKI カードが交付されると共に、スマートフォンと 2nd 電子証明書を紐付け登録するための通知（QR コード）が送られてきます。
- ⑥ 申請者は、HPKI 認証局から指示される方法で HPKI カードを用いるか、QR コードを読み取り、スマートフォンの生体認証を使って 2nd 電子証明書とスマートフォンの紐付けを行います。

この作業を行うことで、HPKI カードを使わず HPKI カードと同様の HPKI 電子署名をすることができるようになります。この使い方を、電子処方箋を例に取って説明すると、次の通りになります。

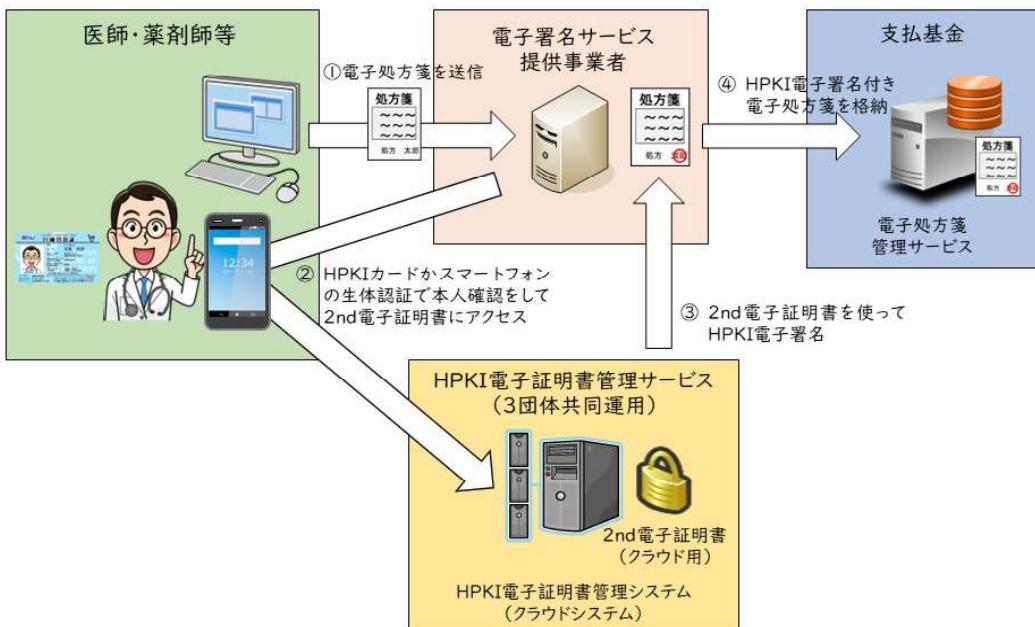


図2 電子処方箋を例にした使い方

- ① 医師は、電子カルテで電子処方箋を作成します。これを、今後提供が予定されている電子署名サービス提供事業者のシステムに送ります。
- ② 電子処方箋に HPKI 電子署名をするため、登録したスマートフォンで生体認証をして本人確認をします。
- ③ 本人が確認できると、HPKI 電子証明書管理システムに格納された 2nd 電子証明書を使って、本人の HPKI 電子署名が行われます。
- ④ HPKI 電子署名された電子処方箋が、電子処方箋管理サービスに送られて、電子処方箋の発行が完了します。

薬剤師が電子処方箋を調剤済み処方箋として、薬剤師の HPKI 電子署名を行う時も同様の流れになります。

なお、生体認証を使って本人確認をした場合は、セキュリティ対策のため、有効期限（時間）を設けます。一定の時間が経過した後は、改めて生体認証をする必要があります。

【2nd 電子証明書のメリット】

2nd 電子証明書を用いることで、例えば、次のようなメリットがあります。

- ◆ 使用時に HPKI カードがなくても HPKI 電子署名が可能に
HPKI カードを破損・紛失した時でも、業務を止めることなく HPKI 電子署名を行うことができます。また、多くの電子カルテ端末を設置している医療機関において、全ての端末に IC カードリーダーを配置する必要がなくなります。
※ 初期登録用に数台の IC カードリーダーの配置は必要です。
- ◆ 電子カルテのログインと連動して HPKI 電子署名が可能に
電子カルテのシステム構成次第ですが、電子カルテのログイン情報と 2nd 電子証明書を連動させることで、医師等からみれば、電子カルテにログインするだけで HPKI 電子署名（例：電子処方箋への HPKI 電子署名）ができるようになります。
- ◆ 地域医療連携システムへのログインをよりセキュア・簡便に
2nd 電子証明書とスマートフォンを生体認証で結びつけることから、ID とパスワードの代わりに生体認証機能で本人確認と資格確認をして、よりセキュア、かつ、簡便に地域医療連携システムにログインすることができます。
※ ただし、この仕組みは各 HPKI 認証局毎に提供するかしないかが異なりますので、各 HPKI 認証局にお問い合わせください。

【スケジュール】

HPKI 電子証明書管理サービスは、2022 年 12 月から開始予定です。ただし、2nd 電子証明書の発行開始は、各 HPKI 認証局毎に異なりますので、それぞれの HPKI 認証局にお問い合わせください。

別紙

